

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは翌日)

目次

◇告示 診療所を廃止した旨の届出
健康保険法による保険医等の登録

国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理
があつたものとみなされるもの

森林所有者が知れず、又はその所在が不分明のもの
保安林の指定の解除

公有水面の埋立ての免許

◇公告 昭和四十四年度鳥取県警察官採用試験の実施

告示

鳥取県告示第四百二十三号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一
項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつた
ので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	廃 止 年 月 日
山根 医院	東伯郡赤崎町赤崎 一三〇五	内科	昭和四十四年六月十六日

鳥取県告示第四百二十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に
より、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関
及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭
和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十四年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
金谷 拓郎	米子市皆生 二四八〇番地	鳥医第一四三五号	昭和四十四年六月二十七日
上村 咲代	岩美郡岩美町浦富 二八四三番地	鳥医第二二二五号	昭和四十四年六月二十八日
浜崎千恵子	鳥取市職人町二七	鳥医第二二二六号	昭和四十四年六月二十八日
森田 陽子	八頭郡用瀬町 字鷹狩	鳥医第二二二七号	昭和四十四年六月二十八日
水垣美枝子	鳥取市西町二丁目 四二四	鳥医第二二二八号	昭和四十四年六月二十八日
福羅 充雄	倉吉市鍛冶町 一一一八〇一	鳥医第一四三三六号	昭和四十四年六月二十四日

鳥取県告示第四百二十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に

規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
足立 医院	倉吉市上井町二丁目一〇の七	昭和四十四年五月 十日
山本内科医院	宮川町二丁目七六	六月 二日
富谷齒科医院	河原町一九〇四	五月十七日
由良	東伯郡大栄町由良宿五五六	六月 二日
須山眼科医院	米子市東町五五	"
潮齒科医院	西伯郡会見町天万九〇七の四	十六日

鳥取県告示第四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第一項の規定に基づき保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法同条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第百八十九条の規定によりその内容を日野町役場に掲示したから、同法

同条の規定により告示する。

昭和四十四年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の所在場所	郡 町	大字	字	地 番	住 所	氏 名
"	日野	日野	福長	久谷山	四六三	日野郡日野町大字菅沢 河野 俊夫
"	"	"	"	"	"	宮本 実造
"	"	"	"	"	"	若松 広市
"	"	金持	野谷	八三四の八	"	大字金持 藤原かつよ

鳥取県告示第四百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡国府町大字町屋字飯山五七二内第二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由
道路敷地とするため

(「次の図一は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定に基づき、昭和四十四年七月四日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十四年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 埋立ての免許を受けた者の住所及び氏名
米子市昭和町二五の一
美保土木機械企業組合
- 二 埋立ての場所及び面積
 - (1) 西伯郡西伯町大字福成字ハン田 九〇〇番地ため池 一 九五五・三六平方メートル
 - (2) " " 字ウナギ田 八七四番地 " 一 三二・九三 "
 - (3) " " 八六九番地 " 一 八七・三四 "
- 三 埋立ての目的
宅地造成のため
- 四 埋立工事の期間
免許の日から昭和四十四年十二月十日まで

公 告

昭和44年度鳥取県警察官採用試験を次の要領により実施する。

昭和44年7月11日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県内の警察署に勤務する鳥取県警察官(巡査)の採用試験です。

1 採用予定人員及び職務内容

(1) 採用予定人員 約15名

(2) 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

2 受験資格

(1) 学 歴 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別 昭和20年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた男子に限ります。

(3) 受験できない者 次のアからオまでのいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁と以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

のある者は、それぞれ下表の額に加算されて給与額が決定され、毎年1回昇給します。そのほか期末、勤続手当(年間給料月額約4.4月分)通勤手当、扶養手当、特殊勤務手当等が支給され、制服その他必要な被服も貸与されます。

学歴	区分	入校時の給料月額
大卒	大卒	28,010円
短大卒	大卒	25,750円
高校卒	大卒	23,910円

(4) 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校へ入校して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求 申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は鳥取県内の各警察署、各警察官派出所若しくは各警察官駐在所に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「警察官申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。返信用の切手のないものは送付しません。

(2) 申込方法 申込用紙に必要な事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「警察官受験申込み」と朱書きしてください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、7円切手をはってください。切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間 昭和44年7月15日(火)から昭和44年8月20日(水)午後5時までとし、郵送の場合は、8月20日(水)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(4) その他 申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゆうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

9 その他

この試験の受験手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。